

【韓国】成人年齢引下げ等に関する民法改正

海外立法情報課・藤原 夏人

* 2011年2月18日、韓国国会本会議において、成人年齢の引下げと成年後見制度の導入を骨子とする「民法一部改正法律案」が可決され、同年3月7日に公布された。改正民法は2013年7月1日から施行される。

経緯

成人年齢の引下げ及び成年後見制度の導入については、以前から議論が重ねられており、第17代国会（2004-2008年）においても複数の改正案が国会で議論されたが、成立に至らなかった。法務部（法務省に相当）は2009年2月、現行民法を全面改正することを目的として「民法改正委員会」を立ち上げ、民法改正作業に本格的に着手した。この度本会議で可決された民法改正案は、同委員会での議論を経て政府が2009年12月に提出した改正案を含む6つの法案が国会の議論の過程で1つにまとめられ、法制司法委員会案として上程されたものである。主な内容は成人年齢の引下げ及び成年後見制度の導入である。

成人年齢の引下げ

改正前の民法第4条では成年を満20歳と規定していたが、一部法令においては法定年齢の引下げが先行しており、例えば選挙権については、すでに2005年の公職選挙法改正により、選挙権年齢が満19歳に引き下げられていた。今般の民法改正により、一般的な法定年齢の基準が満19歳に引き下げられた。

成年後見制度の導入

今回の法改正で新たに導入された成年後見制度は、従来、行為能力を画一的に制限し、否定的なイメージを与えてきた「禁治産」及び「限定治産」に代わる制度として導入された。本人の意思の尊重及び残存能力の活用並びに高齢社会の到来にあわせた対象範囲の拡大等により、利用しやすい制度になることが目指されている。概要は以下のとおりである。

・成年後見、限定後見及び特定後見制度の導入

従来の「禁治産」及び「限定治産」に代え、新たに「成年後見」「限定後見」「特定後見」が導入された。「禁治産」ではすべての法律行為を後見人が取り消すことが可能であったが、「成年後見」では日用品の購入及び家庭法院（家庭裁判所に相当）が定めた範囲の行為は取り消せない。また「限定治産」では原則的にすべての法律行為に後見人の同意が必要であったが、「限定後見」では家庭法院が定めた行為に対してのみ後

見人の同意を得るようにした。「特定後見」では法的制約を伴わない。なお、旧制度では財産行為のみが対象であったが、新制度では医療、福祉領域等まで範囲が拡大された。一例として成年後見人には条件付きで治療行為に関する同意権が認められている。

・後見開始の審判

後見開始の審判は、本人、配偶者、4親等以内の親族、後見人、後見監督人、検察官、地方自治団体の長等の申立て（請求）を家庭法院に行うことにより開始される。

・成年後見人の選任

従来は法定順位により親族の中から後見人を定めていたが、法定順位は廃止された。新制度では、家庭法院が被後見人の意思等を考慮し、後見人並びにその代理権及び同意権の範囲を個別に決定する。なお、従来は認められていなかった複数の後見人及び法人の後見人も選任できるようになった。

・後見監督人の選任

従来の後見監督機関であった親族会は有名無実化しているとして廃止された。新制度では家庭法院がそれぞれの事例ごとに後見監督人を個別に選任できる。

・後見契約制度の導入

将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ本人が直接後見人と後見内容を定めることができる後見契約制度（任意後見制度に相当）が導入された。後見契約は公正証書により締結され、家庭法院が任意後見監督人を選任した時から効力が発生する。

・登記

後見契約等を登記し、公示する制度が設けられた。これは、被後見人と取引する第三者を保護するためである。今後、別途法律が制定される予定である。

今後の課題

成年後見制度の大枠はつくられたが、後見を登記するための手続、後見人の要件等、今回の民法改正にともなう他の法律の制定及び改正はこれからである。また、後見人をいかに養成していくかという点も課題として指摘されている。日本の成年後見制度との相違点を踏まえながら、今後の動向を注視する必要がある。

参考文献(インターネット情報はすべて2011年3月22日現在である。)

- ・「민법 일부개정법률안(대안)」(民法一部改正法律案(法制司法委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_A100I1A2Y0N6V1Z9K3E3Z3V5S5B3W2>
- ・白井京「成人年齢を19歳とする民法改正案の立法予告」『外国の立法』241-2, 2009.11, pp18-19. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/24102/02410209.pdf>>